

内閣参質二一三第六〇号

令和六年三月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員齊藤健一郎君提出運輸安全委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員齊藤健一郎君提出運輸安全委員会に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「調査の影響に及ぼすこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、運輸安全委員会（以下「委員会」という。）は捜査機関とは独立した立場で航空事故に係る調査を行っており、仮に、警察が行う捜査と委員会が行う調査の時期や対象等が重なる場合には、警察と委員会との間で適切に調整が行われ、支障なく当該調査が実施されているものと考えている。

二について

御指摘の「調査と捜査を混同していないか危惧される」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「過去に当委員会の事故調査報告書が目的外の刑事裁判で証拠として採用されたこと」については、裁判所における証拠の採否は、裁判所が判断する事項であり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の「国土交通省と外国航空会社の間で過去に路線開設交渉」の意味するところが必ずしも明らか

ではないが、仮に、国土交通省と外国の航空当局との間での国際航空運送に関する協議を意味するものであるとすれば、我が国の航空事故に係る調査の在り方によって当該協議の内容に何らかの影響が生じたという事例は把握していない。